

国立大学法人東京海洋大学契約事務取扱細則

平成 16 年 4 月 1 日 海洋大規第 45 号
改正 令和 2 年 3 月 16 日 海洋大規第 12 号
改正 令和 3 年 3 月 24 日 海洋大規第 76 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
 - 第 2 章 一般競争契約（第 6 条－第 2 2 条）
 - 第 3 章 指名競争契約（第 2 3 条－第 2 6 条）
 - 第 4 章 随意契約（第 2 7 条－第 3 2 条）
 - 第 5 章 契約の締結（第 3 3 条－第 3 9 条）
 - 第 6 章 契約の履行（第 4 0 条－第 4 9 条）
 - 第 7 章 契約の解除及び変更（第 5 0 条－第 5 2 条）
 - 第 8 章 代価の収納及び支払（第 5 3 条－第 5 4 条）
 - 第 9 章 雑則（第 5 5 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この細則は、国立大学法人東京海洋大会計規則（平成 1 6 年海洋大規第 3 5 号。以下「会計規則」という。）に基づき、国立大学法人東京海洋大学（以下「法人」という。）における契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ効率的な処理を行うことを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 法人における売買、貸借、請負その他の契約については、法令、法人の諸規則その他契約に関し特別の定めがある場合を除き、この細則の定めるところによる。

（会計機関に関する規定の準用）

第 3 条 この細則において、会計機関について規定した条項は、当該会計機関の事務を代理する者について準用する。

(契約の方法)

第4条 契約担当役及び分任契約担当役（以下「契約担当役等」という。）は、契約をしようとするときは、会計規則の定めるところにより、一般競争契約、指名競争契約又は随意契約のいずれかによるものとする。

(契約審査委員会)

第5条 学長は、第22条第3項の規定により、契約担当役等が意見を求めた場合に必要審査を行うため、契約審査委員会を設置するものとする。

2 契約審査委員会に必要な事項については、別に定める。

第2章 一般競争契約

(一般競争参加者の制限)

第6条 契約担当役等は、特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

2 契約担当役等は、次のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格)

第7条 会計規則第34条第2項に規定する競争に参加する者に必要な資格は、物品の製造・販売等の競争参加資格に係るものにあつては、各省各庁における「競争参加者の資格に関する公示」により、各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加資格に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により、同省において有効な資格を得た者を、それぞれ法人における一般競争に参加する資格を有する者とする。

2 契約担当役等は、前項に定める以外の者から、一般競争に参加するための資格審査の申請を受けたときは、契約の種類ごとに、必要な審査をして資格を定めるものとする。

(船舶の新造及び船舶の整備の予定価格別の一般競争参加者の資格)

第8条 船舶の新造及び船舶の整備の予定価格に応じて、一般競争に参加することができる者は別表1の等級に格付けされる資格を有する業者とする。ただし、船舶の整備について契約担当役等が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(一般競争参加者の資格の制限)

第9条 契約担当役等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、一般競争に参加する者に必要な資格を有する者に対して、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定めて当該競争を行うことができる。

(入札の公告)

第10条 契約担当役等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札執行期日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要するとき及び入札に参加する者(以下「入札者」という。)若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度公告入札に付そうとするときは、その期間を5日間までに短縮することができる。

(入札の公告事項)

第11条 前条に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所
- 三 競争を執行する日時及び場所
- 四 入札方法
- 五 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 六 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 七 入札の無効に関する事項
- 八 契約書の作成に関する事項
- 九 その他必要な事項

(入札保証金の免除)

第12条 契約担当役等は、会計規則第40条第1項ただし書きの規定により、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなる恐れがないと認められるとき。
- 二 指名競争に付するとき。
- 三 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。

(入札保証金に係る有価証券の種類)

第13条 会計規則第40条第2項に規定する入札保証金の納付に代えることができる有価証券その他の担保は、次のいずれかに掲げるものでなければならない。

- 一 国債
- 二 地方債
- 三 政府保証のある債券
- 四 金融機関が振り出しまたは支払保証をした小切手(契約担当役等が确实と認める金融機関に対するものに限る。)
- 五 定期預金債権(契約担当役等が确实と認める金融機関に対するものに限る。)
- 六 その他契約担当役等が确实と認める社債

(入札保証金の処理)

第14条 契約担当役等は、入札保証金を納付させている場合において、入札が完結したときは、落札者以外の者に対しては即時に、落札者に対しては契約書を取り交わした後に当該入札保証金を返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、その者の申し出によりこれを契約保証金に充当することができる。

- 2 契約担当役等は、前項の処理を行う場合は、事前に返還すべき入札保証金に係る入札件名、受領者の氏名及び返還する日時を出納命令役へ通知するものとする。

(入札保証金の帰属)

第15条 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を締結しないときは法人に帰属するものとし、契約担当役等は、その旨を公告又はその他の方法により、あらかじめ入札者に周知しなければならない。

(予定価格の決定方法)

第16条 契約担当役等は、一般競争につき、会計規則第43条に規定する予定価格を定めるときは、競争入札に付する事項の価格の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給及び使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。ただし、500万円を超えな

い契約については、作成を省略することができる。

(入札書の提出)

第17条 契約担当役等は、入札者又は入札者の代理人（以下「入札代理人」という。）に、公告に示した入札書の提出期限までに入札書を提出させなければならない。

2 契約担当役等は、入札代理人から入札書を提出させる場合には、あらかじめ入札者から委任状を提出させ、正当な代理権があることを確認しなければならない。

3 契約担当役等は、入札者又は入札代理人が入札書を提出した後は、当該入札書の引き換え若しくは変更又は取消しをさせてはならない。

(開札)

第18条 契約担当役等は、公告に示した競争を執行する日時及び場所に、入札者又は入札代理人を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者又は入札代理人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない法人の職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

第19条 契約担当役等は、第10条の公告に示した入札者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効としなければならない。

2 契約担当役等は、あらかじめ入札者に対し、前項の規定に該当する入札があったときは、当該入札を無効のものとして処理する旨を明らかにしておかなければならない。

(再度入札)

第20条 契約担当役等は、開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに又は別に日時を定めて引き続き再度の入札をすることができる。

(落札者の決定方法)

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、契約担当役等は、直ちに、当該入札者又は入札代理人にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者又は代理人のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第22条 会計規則第38条第1項ただし書きに規定する法人の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約とする。

- 2 契約担当役等は、前項に規定する契約に係る競争を行った場合において、最低価格で入札した者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるかどうかについて、調査しなければならない。
- 3 契約担当役等は、前項の調査の結果について、第5条に規定する契約審査委員会に書面で提出し、意見を求めることができる。

(競り下げ)

- 第22条の2 契約担当役等は、特に必要があると認めるときは、この細則に準じ、競り下げによる入札を行うことができる。
- 2 前項の場合において、第17条から第22条の規定については、適用しないものとする。
 - 3 競り下げによる入札の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第3章 指名競争契約

(不利として指名競争に付することができる基準)

- 第23条 会計規則第35条第1項第2号の規定により、一般競争に付することを不利と認めて指名競争によることができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
- 一 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなる恐れがあるとき。
 - 二 特殊の構造な建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。
 - 三 契約上の義務違反があるときは法人の事業に著しく支障をきたす恐れがあるとき。

(金額により指名競争に付することができる基準)

- 第24条 会計規則第35条第1項第3号に規定する基準額は、次のとおりとする。
- 一 工事又は製造の請負契約で予定価格が1,000万円を超えないとき。
 - 二 財産の買入れ契約で予定価格が1,000万円を超えないとき。
 - 三 物件の借入れ契約で予定賃借料の総額が1,000万円を超えないとき。
 - 四 財産の売り払い契約で予定価格が500万円を超えないとき。
 - 五 物件の貸付け契約で予定賃借料の総額が600万円を超えないとき。
 - 六 前5号以外の契約で予定価格が、1,000万円を超えないとき。

(指名の方法)

- 第25条 契約担当役等は、指名競争に付そうとするときは、競争に参加する資格を有する者のうちから、入札者をなるべく5人以上指名しなければならない。
- 2 契約担当役等は、前項の場合において、第11条に規定する事項のうち、第5号を除き指名しようとする者に事前に通知しなければならない。

(一般競争に関する規定の指名競争への準用)

第26条 第6条から第9条及び第12条から第22条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

第4章 随意契約

(不利として随意契約によることができる基準)

第27条 会計規則第36条第1項第3号の規定により、競争に付することを不利と認めて随意契約ができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- 二 随意契約による時は、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあるとき。
- 三 買入を必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがあるとき。
- 四 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなる恐れがあるとき。

(金額により随意契約によることができる基準)

第28条 会計規則第36条第1項第4号に規定する基準額は、次のとおりとする。

- 一 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えないとき。
- 二 財産の買入れ契約で予定価格が500万円を超えないとき。
- 三 物件の借入れ契約で予定賃借料の総額が500万円を超えないとき。
- 四 財産の売払い契約で予定価格が250万円を超えないとき。
- 五 物件の貸付け契約で予定賃貸料の総額が300万円を超えないとき。
- 六 前5号以外の契約で予定価格が500万円を超えないとき。

(業務運営上特に必要がある場合の随意契約)

第29条 契約担当役等は、会計規則第36条第1項第5号の規定により、業務運営上特に必要があるとして随意契約にしようとするときは、あらかじめ学長の承認を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 法人の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 運送又は保管をさせるとき。
- 三 法人の生産品を売り払うとき。
- 四 国、地方公共団体、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人等の公法人と契約をするとき。
- 五 外国で契約をするとき。

- 六 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 七 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- 八 委託研究若しくは受託研究又は共同研究の契約をするとき。
- 九 前号の契約に係る知的所有権に係る実施契約又は譲渡契約をするとき。

(競争入札後の随意契約)

- 第30条 契約担当役等は、競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札をしても落札者がいないときは随意契約によることができる。
- 2 契約担当役等は、前項の場合において、履行期限を除くほか、当初の競争に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 契約担当役等は、落札者が契約を結ばない場合に随意契約しようとするときは、当該落札者以外の入札者を当該契約の相手方としなければならない。この場合においては、当該契約の目的に従い、最高又は最低入札者から順次に随意契約の協議を行うものとし、その契約金額は落札金額の制限内でなければならない。
 - 4 契約担当役等は、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該予定価格又は落札金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(随意契約の予定価格)

- 第31条 契約担当役等は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第16条の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、書面による予定価格の作成を省略することができる。
- 一 法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
 - 二 予定価格が500万円を超えないと見込まれる随意契約で、契約担当役等が書面による予定価格の作成を省略しても支障がないと認められるとき。

(見積書の徴取)

- 第32条 契約担当役等は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。
- 一 会計規則第36条第1項第1号から第3号までに該当するとき。
 - 二 前条第1号に該当するとき。
 - 三 予定価格が200万円を超えないと見込まれる随意契約で、契約担当役等が見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。

第5章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第33条 会計規則第39条に規定する契約担当役等が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項について、記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により必要のない事項については省略することができる。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 五 危険負担
- 六 契約不適合責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他必要な事項

(契約書作成の省略等)

第34条 会計規則第39条ただし書きの規定により、契約書の作成を省略できる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で、契約金額が300万円を超えないとき。
 - 二 物品の売払いで、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
 - 三 第1号に規定する以外の随意契約で、契約担当役等が作成の必要がないと認めるとき。
- 2 契約担当役等は、契約書作成を省略する場合においても、前条に規定する事項について約定しておかなければならない。また、単価契約、役務契約又は賃貸借契約など、契約の相手方に継続的又は反復的給付を求める契約については、契約の適正な履行を確保するため、必要に応じて、契約書に準じた書類を徴するものとする。

(契約保証金の免除)

第35条 契約担当役等は、会計規則第40条ただし書きの規定により、次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を結んでいるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた銀行、保険会社、信託会社、労働金庫、農林中央金庫

その他学長が確実と認める金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき。

四 第7条に規定する資格を有する者により競争を行う場合又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

2 契約担当役等は、前項第1号から第3号の規定により契約保証金を免除する場合は、契約の相手方から、保証証券又は保険証券を提出させなければならない。

(契約保証金に係る有価証券の種類)

第36条 第13条の規定は、契約保証金の納付に代えることができる有価証券その他の担保について準用する。

(契約保証金の納付時期)

第37条 契約保証金を納入させる時期については、競争により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに納付させるものとする。

(契約保証金の処理)

第38条 契約担当役等は、契約保証金を納付させている場合において、契約の相手方が契約上の債務を履行したことを確認した後、返還しなければならない。ただし、契約保証金にかえて提出された保証証券又は保険証券については、返還することを要しないものとする。

2 契約担当役等は、前項の処理を行う場合は、事前に、返還すべき契約保証金に係る契約件名、契約の相手方の氏名、保証金の額その他参考となる事項を出納命令役に通知するものとする。

(契約保証金の帰属)

第39条 契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で特別の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

第6章 契約の履行

(検査の一部省略)

第40条 会計規則第41条第2項ただし書きの規定により、契約担当役等又はその補助者は、契約の目的たる物件の給付の完了後、相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他事故が生じたときは、取替補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる物件に係る契約で、単価が50万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(検査の時期)

第41条 契約担当役等又はその補助者は、契約において特別の定めをした場合を除くほか、契約の相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内に検査を完了しなければならない。

(補助者以外の監督及び検査)

第42条 契約担当役等は、会計規則第41条第3項の規定により、次のいずれかに掲げる場合は、監督及び検査を補助者以外の職員に、又は委託して行わせることができる。

- 一 特に専門的な知識又は技能を必要とする場合
- 二 履行場所が遠隔地等の場合で、適切な職務遂行が困難な場合
- 三 事業の性質上、他の機関又は複数の部局等において当該事業を実施する必要がある場合
- 四 その他学長が必要と認めた場合

(検査調書作成の省略)

第43条 会計規則第41条第4項の規定により検査調書の作成を省略できる場合は、契約金額が500万円を超えない契約とする。

- 2 契約担当役等は、前項の規定にかかわらず、給付の内容が当該契約の内容に適合しないときは、検査調書を作成するものとする。

(監督と検査の兼職の禁止)

第44条 契約担当役等から命じられて監督を行う者は、次のいずれかに該当する場合を除き、検査を行う者と兼ねることができない。

- 一 特殊な契約のため、監督の職務と検査の職務とを独立して行う職員が得られない場合
- 二 特別の業務のため、監督の職務と検査の職務とを分離することが困難である場合
- 三 その他学長が必要と認める場合

(履行遅滞)

第45条 契約担当役等は、契約の相手方の責めに帰すべき事由により、契約の相手方が履行期間内に債務を履行する見込みがない場合において、履行期限経過後相当の期間に当該債務を履行することができる見込みがあるときは、当該履行期間の延長をすることができる。

- 2 契約担当役等は、前項の場合において、履行期限到来の日の翌日から履行の行われる日

までの日数に応じ、契約代金（工事又は製造その他の請負契約にあってはその既済部分（以下「既済部分」という。）又は物件の買入れ契約にあってはその既納部分（以下「既納部分」という。）があるときは、これらの部分を除く。以下同じ）に年3パーセントの割合で計算した金額を遅延損害金として徴収しなければならない。

（不完全履行）

第46条 契約担当役等は、検査の結果、債務の一部が履行されていないことを確認したときは、契約の相手方に相当の期間を定めて、その部分の修補を請求しなければならない。

2 契約担当役等は、前項の請求により契約の相手方が追完した場合において、履行期限より遅れたときは、前条第2項の割合で計算した遅延損害金を徴収しなければならない。

（契約不適合責任）

第47条 契約担当役等は、引き渡されたこの契約の目的物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、契約の相手方に相当の期間を定めて、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しを請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、契約の性質又は目的により必要があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

2 契約の相手方は、代替物の全部又は一部を引渡すときは、事前に発注者の承諾を得なければならない。

（危険負担）

第48条 契約担当役等は、特定物の給付を目的とした契約において、その引渡し前に、当事者双方の責めに帰することのできない事由により、債務の全部又は一部が履行不能になったときは、契約の相手方がその費用を負担するよう約定しておかななければならない。

（一般的な損害）

第49条 契約の目的物の引渡し前に、当該目的物又は工事若しくは製造の材料について生じた損害、工事の施工又は製造の施工により生じた損害は、契約の相手方がその費用を負担するものとする。ただし、法人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、法人が負担するものとする。

2 前項の規定は、第三者に損害を及ぼした場合の賠償について準用する。

3 災害その他の不可抗力により契約の相手方又は第三者が損害を受けたときは、その損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められる場合に限り、その損害の全部又は一部を法人の負担とすることができる。

第7章 契約の解除及び変更

(契約の解除)

第50条 契約担当役等は、契約の相手方が次のいずれかに該当するとき又は法人の業務運営上必要があるときは、契約の全部又は一部を解除できるよう約定しておかなければならない。

- 一 契約の相手方の責めに帰すべき事由により、履行期間内若しくは履行期間経過後相当の期間内に債務を履行する見込みがないとき、又は契約の全部又は一部について着手しないとき。
- 二 正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 契約担当役等は、前項の規定により契約を解除した場合において既済部分又は既納部分があるときは、検査に合格したこれらの部分の引渡しを受けるものとする。この場合における契約代価は、前金払又は部分払がなされている契約を除き、当該引渡し部分に相応する契約代価とする。

3 契約担当役等は、法人の業務運営上必要があると認めて契約を解除した場合に、当該契約を解除したことにより契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違約金の徴収)

第51条 契約担当役等は、前条第1項第1号及第3号の規定により契約を解除したときは、契約の相手方から契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収できるよう約定しておかなければならない。この場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供がなされているときは、これらをもって当該違約金に充当することができるものとする。

(契約の変更)

第52条 契約担当役等は、契約内容についての変更の必要があるときは、契約の相手方と協議のうえ、その内容を変更することができる。ただし、当初の契約が競争入札の方法によった場合は、軽微な事項の変更及び特別な事情があると契約担当役等が認めた場合を除くほか、当該入札時の契約条件の変更及び契約内容を追加することができない。

第8章 代価の収納及び支払

(契約代価の収納)

第53条 契約担当役等は、財産を貸付け、使用させ、譲渡し又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、目的物を引渡し又は移転の登記若しくは登録の前にその代価を支払わせなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その代価を後納又は

相当の期間を定めて分納させることができる。

- 一 法令により特別の規定がある場合
- 二 目的物を引渡さなければ料金等が生じない又は算定できない場合
- 三 国，地方公共団体，特殊法人，公益法人，独立行政法人，国立大学法人及び大学共同利用機関法人に貸付け等をする場合

(契約代価の支払等)

第54条 契約担当役等は，会計規則第41条に規定する給付の完了を確認後，速やかに支払手続きを行うものとする。

- 2 契約により，請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し，完納前に代価の一部を支払う必要がある場合は，給付の完了前に代価の一部を支払うことができる。

第9章 雑則

(一般的約定事項)

第55条 法人の契約に係る一般的約定事項うち，この細則に定めのない事項は「文部科学省発注工事請負等契約規則」(平成13年1月6日文部科学省訓令第22号)の規定を準用する。

附 則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年海洋大規第12号)

この細則は，令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年海洋大規第76号)

この細則は，令和3年4月1日から施行する。